

『ユーリカ民法2 物権・担保物権』第1刷（2018年4月1日発行）の補遺

※2018年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立しました（2019年7月1日施行）。民法899条の2の新設にともない、本書「第4章4 相続と登記」について以下で補足説明を行う。

2018年に新設された899条の2第1項は、「相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず……相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」と定めた。

これにより、従来は解釈論に委ねられてきた部分が立法によって解決された。「▶2 共同相続と登記」（42頁）で説明したように、相続分については対抗要件なしに第三者に対抗できることが明らかとなった。「▶3 遺産分割と登記」（43頁）について、遺産分割前の第三者との関係(Example①)は909条ただし書により処理され、遺産分割後の第三者との関係(Example②)が相続分を超える部分について対抗問題となることにも変更はない(根拠条文を現在の177条ではなく899条の2第1項と見るかの問題はあるが、対抗問題となることに変わりはない)。

しかし、「▶5 「相続させる」旨の遺言と登記」については、最判平成14・6・10(46頁)が変更された。「相続させる」旨の遺言によるときでも、899条の2第1項により相続分を超える部分については登記が必要とされることになった。

(和田真一)